平成２４年（フ）第１３９号
茨城県石岡市東大橋3002番地３　大山住宅Ｃ棟
債務者　今泉　洋明（旧姓福岡）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２８号
千葉県成田市三里塚248番地　桜川団地Ａ棟105号
債務者　平井　フヂ
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１６９号
千葉県白井市富塚692番地の８
債務者　松林　　功
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７５号
千葉県佐倉市上志津1079番地83　ダイアパレス志津207号
債務者　吉沢貞洙こと　金　　貞洙
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７６号
千葉県八街市八街ほ220番地６　ウィステリアＡ棟201号室
債務者　宇田川嘉枝（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１７８号
千葉県八街市八街ほ208番地450
債務者　松本　理恵（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８２号
千葉県佐倉市大崎台１丁目３番地４　岩井第一ビル305
債務者　石井チエ子
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８６号
千葉県八街市八街は11番地54
債務者　羽佐田香織
１　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１８７号
千葉県成田市美郷台３丁目５番地11
債務者　秋谷　理恵
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１９４号
千葉県四街道市大日249番地３　レオパレスソレイユⅡ201
債務者　間瀬田芳也
１　決定年月日時　平成24年７月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第６３号
千葉県君津市外箕輪２丁目５番35号
債務者　坂本　真理
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第６７号
千葉県木更津市真里谷465番地
債務者　高田　　泉
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第６８号
千葉県木更津市真里谷465番地
債務者　高田　浩子
１　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３３号
滋賀県長浜市南小足町478―１　雇用促進住宅２―208号
債務者　新垣　浩正
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
高知県吾川郡いの町波川1438番地　町営住宅波川団地３号
債務者　岡田　スミ
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２８号
高知市塩田町11番10号　ライフ塩田404号室
債務者　赤間　　仁
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３３号
高知市中水道11番６号　カウントハウス302号室
債務者　嶋岡　ユリ
１　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
高知地方裁判所破産係